

2025年度 第2回 外国人留学生等対象 就職フェア（合同企業面接会）

参加企業募集

開催日：2025年10月6日(月)

開催時間：13:00～16:50

応募締切 8月22日(金)17:15

参加
無料

※参加可否のお知らせは9月上旬頃を予定しています。

※予定数を超える応募があった場合は、抽選により参加企業を決定します。

※参加決定後のキャンセルはできません。予めご了承ください。

開催場所

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)
8階展示場 名古屋市中村区名駅4-4-38

募集企業

本社または就業場所が名古屋外国人雇用サービスセンター
所掌地域（愛知県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県）にあり、
留学生等の採用を予定している企業40社（予定）

対象学生

2026年3月大学院・大学・短大・高専・専修学校を
卒業予定の留学生及び、卒業後概ね3年以内の既卒者

実施方法

学生は事前予約制。タイムスケジュールに沿って、
1回あたり1～2名、40分程度の面接を実施(最大5回)

申込方法

弊センターHPの申込フォーム、又は右の
二次元バーコードからお申し込み下さい。

https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou23/fair1006_kigyo



※就職フェアへの応募には、ハローワークへ「大卒等求人」の申込が必要です。

求人申込みは事業所管轄のハローワーク又は求人者マイページで行えます。

応募締切までに求人番号（末尾「58」のもの）が確認できない場合は応募が無効となります。

《申込み・お問い合わせ》

名古屋中公共職業安定所 名古屋外国人雇用サービスセンター 担当：小澤・佐藤・森田・諸橋
名古屋市中区錦2-14-25 電話：052-855-3770 E-mail: nagoya-gaisen@mhlw.go.jp

共催：名古屋中公共職業安定所（名古屋外国人雇用サービスセンター、愛知新卒応援ハローワーク）、愛知労働局、富山労働局、
石川労働局、福井労働局、山梨労働局、長野労働局、岐阜労働局、静岡労働局、三重労働局、愛知県、名古屋市

留学生の採用と在留資格の変更についての留意点

(1) はじめに

外国人留学生が日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）」に定める手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

(2) 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することが政府の方針となっています。

(3) 就労可能な在留資格

①技術・人文知識・国際業務

自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務

例) システムエンジニア、技術開発、設計、生産管理、品質管理

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務

例) 企画、マーケティング、財務

外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務

例) 通訳、翻訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引、デザイン、商品開発

②特定活動（46号）

本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用すると認められる業務、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務（日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語テスト480点以上を有する方が対象）

③特定技能（1号）

特定産業分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業）

④研究、教育、教授、経営・管理 など

(4) 在留資格変更許可のポイント

「技術・人文知識・国際業務」の場合、大学等における学問分野との関連性を有する業務か、または、母国語を必要とする業務に就くことが大前提です。（専修学校生は学問分野との関連性を有する業務のみ変更許可されます。）

①本人の学歴（専攻課程、研修内容）その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか。（卒業できないときは、不可となります。）

⇒ 本人の持っている専門知識（スキル）

②従事しようとする職務内容からみて本人の有する技術・知識等を活かせるものか。

⇒ 本人の持つ専門知識と職務との関連性

③本人の処遇（報酬等）が適当であるか。（同じ仕事をする日本人と同等額以上）

⇒ 入管法上の基準を満たすものか

④雇用企業等の希望・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に提供されるものか。 ⇒ 受入れ先企業の状況

(5) 在留資格変更の手続き（参考）

「留学」から就労可能な在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が、居住地を管轄する地方出入国在留管理局又は同支局若しくはそれらの出張所に出向いて行う必要があります。詳しくは法務省出入国在留管理庁にお問い合わせください。